

大田区にお住まいの保護者の方へ

大田区教育委員会
学務課長 柳沢 憲一

新型コロナウイルス感染症の影響により
家計が急変した世帯への就学援助のご案内

大田区では、ご家庭の事情に応じて、学用品費等学校でかかる費用の一部を援助しています。通常は、前年の所得に基づいて審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯については、直近の収入状況を踏まえた審査を行います。前年の所得では対象外の方も、支給対象となる場合があります。

詳細について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、売上の減少などにより収入が著しく減少した世帯

2 申請に必要な書類

- (1) 令和 2 年度就学援助費受給申請書
- (2) 申立書
- (3) 収入申告書
- (4) 直近の収入状況を確認できる書類
例：直近 3 カ月分の給与明細や売上帳簿、休業案内の貼紙等
- (5) 辞令または退職証明書、失業給付の受給資格者票、離職証明書

- ※ (1) をすでにご提出いただいている場合は、(2) ~ (4) をご提出ください。
- ※ (3) (4) については、19 歳以上の世帯全員分をご提出ください。
- ※ (5) は該当者のみご提出ください。

3 提出期限

令和 2 年度 4 月分からの支給を希望される場合は、**令和 2 年 6 月末日**までに申請してください。

※ 7 月以降の申請については、申請月からの支給となります。

4 提出方法

学務課学事係宛てに郵送、または窓口へご提出ください。

5 その他

就学援助制度や認定に関するお問い合わせについては、下記担当までご連絡ください。

(問合せ先) 電話 5744-1429 (直通)
大田区教育委員会 学務課学事係
〒144-8623 東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア5階